

# 岐阜市生涯学習・女性センター指定管理者業務仕様書

指定管理者が行う岐阜市生涯学習・女性センター（以下「センター」という。）の業務の内容及び範囲等は、この仕様書による。

## I 総則

### 1 趣旨

本仕様書は、センターの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

### 2 センターの管理に関する基本的な考え方

センターを管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 市民の生涯学習を推進するとともに、男女共同参画社会の実現を図ることを目的としたセンターの設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 市民の平等な利用が確保されること。
- (3) 利用者が利用しやすいようなサービスの向上に努めること。
- (4) 施設の効用を最大限に発揮させ、管理運営経費の削減に努めること。
- (5) 市の意図するところに従い、常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。
- (6) 岐阜市個人情報保護条例に基づき個人情報保護に努めるとともに、岐阜市情報公開条例に準じ情報公開に努めること。
- (7) ごみの減量、CO<sub>2</sub>削減等、環境に配慮した施設の管理運営に努めること。

### 3 施設の概要

#### 【岐阜市生涯学習・女性センター】

##### (1) 所在地

岐阜市橋本町一丁目10番地23

##### (2) 施設構成・規模・構造

鉄骨造高架下3階建て（平成14年建築）

延床面積 11,555㎡（図書館分館、体育ルーム、消費生活センター含む）

〈施設概要〉 大研修室、中研修室、研修室50、研修室30、小研修室1～4、和室研修室1・2、音楽スタジオ大・小1・2、パソコンルーム、クラフト室、交流サロン、情報コーナー、生涯学習・ボランティア相談コーナー、市民活動ルーム、平和資料室、こどもの部屋、展示コーナー、駐車場

(3) 開館時間

午前9時から午後9時まで

(4) 休館日

ア 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

イ 毎月最終火曜日（アの休館日と重なった場合は直前の週の火曜日）

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する同法による休日でない日

#### 4 指定期間

平成24年4月1日～平成29年3月31日まで（5年間）

#### 5 指定管理に関する経費

(1) 委託料の算定にあたっては、平成23年度の当初予算を基に、標準的な金額を上限額（消費税及び地方消費税含む）とする。なお、詳細については資料1を参照。

(2) ハートフルスクエアG（以下「ハートフル」という。）を一体的に管理する各種設備の保守点検の委託費用及び光熱水費については、上記に含まれるものとする。

(3) 委託料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日）ごとに指定管理者の請求に基づき四半期ごとに分割して支払うものとする。支払い時期や額、方法等詳細については協定にて定める。

## II 業務内容

### 1 施設の管理運営に関する業務

(1) 施設の使用承認等

センターの施設（部屋）を利用者に貸し出すための業務を行う。

ア 対象施設

（有料）大研修室、中研修室、研修室50、研修室30、小研修室1～4、和

室研修室1・2、クラフト室、パソコンルーム、音楽スタジオ大、音楽スタジオ小1・2

(無料) 交流サロン、展示コーナー、キュービックギャラリー、情報コーナー  
(パソコン使用)、こどもの部屋、市民活動ルーム

#### イ 使用の手続

##### ①使用承認申請書等の受付

窓口で空き状況を確認の上、使用希望者に使用承認申請書を提出させる。

##### ②公共施設予約システムへの入力

窓口の公共施設予約システムの業務端末に入力し、部屋の予約をする。

##### ③使用の承認（使用承認書の交付）

使用を承認する場合は、申請者に使用承認書を交付する。

なお、管理上必要があるときは、承認に条件を付けることができる。

##### ④使用料の徴収

使用者から、使用当日の使用前に別表に記載の額の使用料を徴収する。

##### ⑤鍵・備品等の貸出

使用者に部屋の鍵・備品等を渡す。

##### ⑥鍵・備品等の返却受領

使用終了後、使用者から鍵・備品等の返却を受け確認する。

\*公共施設予約システムによる利用申込みの場合は、窓口での①～④の手続は省略となる。

#### ウ 使用の制限

以下に該当する場合には使用承認をしてはならない。

①公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき

②集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき

③建物又は附属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき

④①～③のほか、センターの管理上支障を来すおそれがあるとき

#### エ 使用承認の取消等

以下に該当する場合には、使用承認を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

①岐阜市／生涯学習／女性／センター条例又は同条例に基づく規則等の規定に違反した場合

②ウの使用の制限に該当する事由が生じた場合

③使用者が、使用承認を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸した場合

④偽りその他不正な手段により使用承認を受けた場合

⑤使用承認に付した条件に違反した場合

オ 入場の制限

他人に危害を加え、又は他人の迷惑となる物を携行する者その他センターの管理に支障を来すと認める者に対して、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(2) 公共施設予約システム利用登録手続

岐阜市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成13年岐阜市規則第42号）に規定する岐阜市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）の利用の申し出があった場合には、予約システムの利用登録手続を行う。

①生涯学習施設予約システム利用資格承認申請書（以下「申請書」という。）の受付

・申請書を申請者に渡し、申請者に記入してもらい、内容を確認の上、受領・受付する。

②申請書の岐阜市への送付及び岐阜市公共施設使用料口座振替依頼書兼変更・廃止届（以下「依頼書」という。）の依頼

- ・受付した申請書を、岐阜市に送付し、決裁を得る。
- ・依頼書を申請者に渡し申請書の決裁後、申請者に依頼書を金融機関に提出するように依頼する。

③申請書を再度岐阜市へ送付

⑤岐阜市で利用登録入力及びカード作成処理

①③の書類が揃った後、業者に依頼して岐阜市が処理するカードは、岐阜市から申請者へ直接郵送する。

⑥申請書の保管

⑤の処理後、申請書は岐阜市からセンターへ送付されるので、保管しておく。

(3) 使用料の徴収及び納付

ア 施設使用料の徴収

有料施設の利用者から、別表Aに記載する額の使用料を現金で徴収し、岐阜市が定める納付書にて金融機関を経由して岐阜市へ納付する。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。また、下記の場合には、それぞれの方法により納付させることができるものとする。

- ①岐阜市の課・部署が使用する場合 公金振替による後納
- ②国・県その他の地方公共団体等が使用する場合 センター窓口で発行する岐阜市が定める納付書等による後納
- ③岐阜市公共施設予約システムの利用に関する規則に規定する同システムの利用登録者 同システムによる口座振替による後納

イ 駐車場使用料の徴収

駐車場利用者から別表Bに記載する額の使用料を現金で徴収し、岐阜市が定める納付書にて金融機関を経由して岐阜市へ納付する。ただし、現金による納付が困難な場合には、センター窓口で発行する岐阜市が定める納付書によって後納させることができるものとする。

#### (4) 使用料の減免

##### ア 減免該当事項と減免額

下記に該当する場合は、駐車場の使用料を減額又は免除するものとする。

- ①センター、図書館分館、体育ルーム、消費生活センターの利用者が自動車を駐車させる場合 駐車時間から1時間を減じた時間に相応する額に減額
- ②身体障害者手帳の交付を受けている者が運転又は同乗している自動車を駐車させる場合 5割相当額の減額
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が運転又は同乗している自動車を駐車させる場合 5割相当額の減額
- ④療育手帳の交付を受けている者が運転又は同乗している自動車を駐車させる場合 5割相当額の減額
- ⑤センター、図書館分館、体育ルーム、消費生活センターの利用者が自転車を駐車させる場合 免除
- ⑥①～⑤以外で、市長が特に必要があると認める場合 その都度市長が定める範囲の減免

\*算定された使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

##### イ 減免申請手続

減免を受けようとするものは、あらかじめ「使用料減額・免除申請書」を市長に提出しなければならない。

ただし、①⑤の場合は駐車整理券、②③④の場合はその事実を証するものの提示をもって、申請に代えるものとする。

#### (5) 施設及び設備の維持管理等

別添の「施設及び設備の維持管理に関する仕様書」の規定に従い、ハートフル全体を主管する管理者として全館一体的な管理を行い、ハートフルにおける業務が常に円滑に行えるよう、非使用時を含めて、十分な整備点検を行い、設備の一切について安全の確認・確保及び万全の準備を行うこと。また、異常を発見したり事故等が発生した場合は、直ちに岐阜市に報告し、今後の対応を協議し、指示に従うこと。

##### ア 施設・設備の維持管理等

- ①建物の損傷・異常等の有無の確認
- ②設備の損傷・異常等の有無の確認

③備品・消耗品等の損傷・異常等の確認、数量の確認

④電源・施錠等の確認

イ 各種設備の保守点検等

以下の項目については専門知識及び技術等を有する業者に委託し、保守点検等を行うものとする

①清掃（建築物衛生管理業務含む）

②警備

③自家用工作物保安管理

④消防用設備保守点検

⑤昇降機保守点検

⑥自動扉保守点検

⑦空調設備保守点検

⑧パソコン及び周辺機器保守点検

⑨ごみ収集

⑩自動車用エレベーター保守点検

⑪駅西駐車場サービス券機保守点検

⑫駐車場料金精算設備保守点検

⑬建築物及び建築設備定期点検

ただし建築物定期点検は3年に一度である。（次回は平成25年）

ウ 施設・備品等の軽微な修繕

施設や備品等の、1件30万円未満の軽微な修繕を行うこと。なお、施工に際しては、事前に市民協働推進課と協議すること。

エ 防犯カメラを管理するに当たっては、岐阜市防犯カメラ設置及び運用に関する要綱（平成20年3月27日決裁）に基づき、管理業務を実施してください。

オ ねずみ・衛生害虫等の防除を実施する場合は、総合防除の考え方に基づきの健康に対するリスクと環境への負担を最小限にとどめるような方法で実施することとし、安易な薬剤の使用は避けること。

また、薬剤を使用する場合は、使用する3日前から使用後3日後まで、掲示板等で施設使用者や周辺住民に周知すること。

(6) 鍵の管理

利用者に貸し出す部屋の鍵、マスターキーなどの鍵は厳重に管理すること。万一、鍵の紛失等が発生した場合には、速やかに岐阜市に報告し、指定管理者の責任において、鍵の取替え等の処置をすること。

(7) 各室設備等の設定・操作

利用者に対して、附属設備・機器等の設定及び操作、取り扱い説明等を行い、適切な使用がされるように配慮すること。

(8) 事故発生時の対応並びに損害賠償の責務

施設内で事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ「事故対応マニュアル」を定めること。また、万が一事故が発生した場合には、直ちにその旨を市に報告すること。

(9) その他、岐阜市がセンターの管理運営上必要があると認めた業務

※ 指定管理業務を行なう際は、センターが指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を表示するものとする。

【施設内の標示】

岐阜市生涯学習／女性センターを管理する指定管理者の標示	
当施設は、岐阜市の指定を受けた下記の団体が管理しています。	
団体の名称及び代表者の氏名	
団体の所在地	
指定年月日	平成 年 月 日
指定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
管理責任者の氏名	
連絡先	
<p>岐阜市</p> <p>担当課 市民参画部 市民協働推進課</p> <p>電話番号(058)265-4141 内線 6175</p>	

2 各種事業の実施に関する業務

センターは、生涯学習・男女共同参画・ボランティア等市民活動支援・市民芸術文化振興に関する岐阜市の施策を、岐阜市と連携して具体的に実施するため、専門の職員を配置し、以下の業務を行うものとする。

(1) 生涯学習・男女共同参画事業の企画及び実施に関する業務

①生涯学習・男女共同参画に関する事業の企画及び実施

- ・ハートフルレクチャー、企業等の連携講座など現代的課題を中心にした課題解決講座の開催及び地域づくり・まちづくりに関わる講座・講演企画・運営、学習の成果が生かされる人材養成講座の企画・運営、市民自主講座の開講支援
- ・男女共同参画週間記念講演会、チャレンジ支援講座、男女共同参画こらぼ講座、男性カレッジ等の男女共同参画に関する講座・講演会等の企画・運

- 営。子育て支援講座の企画・運営、男女共同参画社会実現に向けた事業の開催
- ・生涯学習・ボランティアフェスティバル、女性センターフェスティバル等の啓発交流イベント、次世代育成支援事業の開催
- ②生涯学習・男女共同参画活動推進のための施設の提供
- ・市民の学習や活動のための部屋の貸出し
  - ・生涯学習「長良川大学」講座の会場としての施設の提供
  - ・岐阜市における市民協働推進課、男女共同参画・文化課の主催事業への施設の積極的提供
- ③生涯学習・男女共同参画に関する情報の収集・提供
- ・ハートフルスクエアーG情報誌、女性センター情報誌、女性センターだより、講座案内チラシ等の発行
  - ・ホームページによる情報提供
  - ・子育て情報コーナーの充実
  - ・生涯学習・男女共同参画・芸術・文化に関する各種情報誌、パンフレット、チラシ等の配置等
- ④生涯学習・男女共同参画に関する相談業務
- ・女性センター相談室の開設
  - ・生涯学習相談に対するアドバイス
- (2) ボランティア等市民活動支援に関する業務
- ①生涯学習・ボランティア相談コーナー業務
- ・ボランティア相談コーナーでの登録、相談、紹介等
  - ・市民の生涯学習の成果が生かされるコーディネート業務
- ②ボランティアに関する事業の企画及び実施
- ・ボランティア基礎講座、パソコン指導ボランティア養成講座等のボランティアに関する講座の開催
  - ・生涯学習・ボランティアフェスティバルでのボランティア啓発交流イベントの開催
- ③市民活動ルームの積極的活用の推進
- ・市民活動ルームの活性化に関わる企画
- (3) 市民芸術文化振興に関する業務
- ①市民芸術文化祭の振興
- ・岐阜市民芸術祭、岐阜市美術展覧会、岐阜市文芸祭等の振興
- ②岐阜市芸術文化協会との連携等
- (4) その他、(1)～(3)の業務を実施する上で必要があると市が認める業務



### 3 経営管理業務

センターの適切な経営を図るため、以下の業務を行うものとする。

(1) 事業計画の策定

毎年度、年度開始前に事業計画を策定し提出すること。

(2) 業務報告書等の作成

ア 月次集計等の報告

下記の項目についての毎月の実績及び累計を、翌月10日までに岐阜市に報告すること。また、その他の項目についても、市が必要に応じて随時報告を求めた場合には、その都度報告すること。

①図書館分館・体育ルーム・消費生活センターを含むハートフルスクエアG全体の利用者数実績等

②生涯学習・女性センターの各室の稼働率等

③生涯学習・女性センター各室使用料収入実績

(月の合計・日別の合計・日別の納付方法別・日別の使用者詳細)

④ハートフルスクエアG駐車場(駐輪場含む)使用台数・料金実績(日別の利用台数・収納金額)

⑤公金振替分(市役所内)の使用許可申請書の写し

イ 年度事業報告書

年度終了後50日以内に年度事業報告書の提出をすること。

ウ 利用者アンケートの実施

主催事業として実施される講座・講演の受講者を対象としたアンケート調査を実施し、岐阜市から求められれば報告すること。また、施設の運営の効果性・効率性や市民の満足度を把握するため、利用者アンケートを毎月実施し、月次報告とともに岐阜市に報告すること。

エ モニタリング調査

岐阜市は、指定管理期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、事業月次集計報告、年次事業報告書及びアンケート調査、立ち入り調査に基づきモニタリングを実施する。また、モニタリング結果については市民参画部指定管理者選定委員会の意見を付し、岐阜市のホームページに公開する。

オ 施設修繕の報告

施設・設備・備品の修繕を行った場合は、報告をすること。

(3) 会計報告書の作成

・会計年度終了後、50日以内に会計報告を行うこと。

(4) 経理規程

経理規程を厳守し、適正に経理事務を行うこと。

(5) 立入検査等

ア 岐阜市は、必要があると認める場合は、指定管理者に対し、前記(1)～(4)に掲げるもののほか、管理業務及び経理の状況に関する資料の提出及び報告を求めることができる。また必要に応じて労務管理、施設、物品、各種帳簿等の検査のため立入調査を行い、改善の措置等必要な指示をすることができる。

イ 指定管理者は、岐阜市にアの資料の提出及び報告を求められた場合は、これに応じなければならない。また、岐阜市から改善措置等の指示があった場合はこれに従い、改善等の措置を行わなければならない。また、その是正内容について速やかに報告しなければならない。

ウ 上記の改善の措置等の指示にもかかわらず、指定管理者が改善措置を行わない場合は、指定を取り消すことがある。

### Ⅲ その他

#### 1 一部業務の再委託について

- (1) 再委託先は、岐阜市の登録業者及び岐阜市に主たる事務所を有することを原則とする。
- (2) 事前に岐阜市の承認を得ること。
- (3) 再委託する業務については、事業計画を提出する段階で提案すること。

#### 2 指定管理者が賠償責任を負う範囲

- (1) 指定管理者は、センターの管理業務の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により岐阜市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 前記の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、岐阜市が損害を賠償したときは、岐阜市は指定管理者に対し求償権を有するものとする。

#### 3 指定の取消し

- (1) 指定管理者が次のア～オのいずれかに該当すると岐阜市が認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、または業務の全部もしくは一部を停止させ、支払った経費の全部もしくは一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命ずることが

できる。

ア 関係法令、条例、規則、要項、仕様書又は協定に基づく岐阜市の指示に従わないとき。

イ 関係法令、条例、規則、要項、仕様書又は協定に違反したとき。

ウ 指定管理者として指定を受ける際の申請資格に不適合となったとき。

エ 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

オ アンケート及び岐阜市が行うモニタリング又は必要に応じて行う立入検査の結果、指定管理者の業務が要項及び仕様書に規定した内容、並びに協定基準を満たさないと判断した場合、是正勧告を行い、同勧告を行っても改善がみられない場合。

- (2) (1)の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することにより生じた指定管理者の損害については、岐阜市はその責めを負わないものとする。
- (3) 指定管理者は、前記(1)の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに施設及び物品等を岐阜市に返還しなければならない。
- (4) 指定管理者は、前記(1)の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に委託料が支払われているときは、岐阜市の指定する期日までに、当該指定の取り消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に支払われた委託料として、岐阜市が計算して定める金額を岐阜市に返納しなければならない。

#### 4 重要事項の変更

指定管理者は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく岐阜市に届け出なければならない。

#### 5 物品の帰属等

- (1) 指定管理者が行った修繕により結果として資産を取得することとなる場合は、その資産は、岐阜市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者は、岐阜市の所有に属する物品については、市財務関係例規の管理方法及び分類等に基づいて管理を行うものとする。また、指定管理者は、同規則に定められた備品台帳によりその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等については、事前に岐阜市と協議するものとし、その移動については遅滞なく岐阜市に報告しなければならない。
- (3) 指定管理者は、業務において使用する岐阜市の所有に属する物品のうち、備品

等については、市財務関係例規に基づく管理を行う。

## 6 備品等

備え付けの備品は、備品台帳のとおり。

## 7 事務準備及び引継業務

- (1) 指定管理者指定後、協定発効までの期間において、必要書類作成、各種印刷物作成業務を行うこと。なお、これらの費用については、指定管理者の負担とする。
- (2) 指定期間終了時及び指定を取り消され、または期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、引継ぎ書を作成し、岐阜市又は新たな指定管理者が円滑かつ支障なくセンターの業務を遂行できるよう引き継ぐものとする。

## 8 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利または不利となる運営をしないこと。
- (2) 利用者に対しては、親切に対応するとともに、接遇については、充分留意すること。
- (3) 従業員は、名札を着用するとともに、服装及び身体を常に清潔に保ち、利用者には好感をもたれるよう努めること。
- (4) 従業員は施設の設置目的である、生涯学習の振興、男女共同参画社会の実現、市民活動支援・市民芸術文化振興について専門的知識を絶えず習得し、利用者にわかりやすく説明をするよう努めること。
- (5) 施設の貸付業務には、岐阜市公共施設予約システムを使用するため、業務従事者は当該システムに十分に習熟するとともに、当該システムを使用する他の公共施設の管理者と緊密に連絡調整を行い、利用者の利便の向上を図ること。
- (6) 指定管理者は、指定を受けたことにより生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。
- (7) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要項等を別に定める場合は、岐阜市と協議を行うこと。
- (8) 各種規程等がない場合は、岐阜市の諸規程に準じて、業務を実施すること。
- (9) 不明な点や判断に迷う事態が生じた場合は、その都度、岐阜市へ連絡し、指示を受け適正に対処すること。

- (10) 重要事項及び、その他本仕様書に記載のない事項については、その都度、岐阜市と協議を行うこと。

## 9 岐阜市との連携

業務の実施に当たっては、岐阜市と連絡を密にしながら常に連携し、定期的に会合を持つなどして意思の疎通を図り、岐阜市の施策を反映した事業が実施できるようにすること。

## 10 環境アクションプランの実施

センターは、岐阜市の環境アクションプランの対象施設であるので、環境負荷の軽減に努め、上半期と下半期の2回、水道・電気・ガス等の使用料等について、市の指示に従い、実績を報告すること。

## 11 地震等災害時における対応

- (1) 市災害対策本部から避難所開設の指示を受けた場合等避難所の開設が必要な場合には、速やかに避難所を開設すること。
- (2) 開館時間内に自主避難者が発生した場合は、避難者を受け入れるとともに市に報告すること。
- (3) 避難状況を把握し市災害対策本部に連絡する。また避難民が滞在する期間は常駐し、受け入れの協力をすること。
- (4) 災害が発生した場合、施設及び周辺の状態を把握し報告すること。
- (5) 施設の管理保全に努めるとともに、被害拡大防止を図ること。
- (6) 避難所管理組織の構築を支援し、避難所の保護を行うこと。
- (7) その他市が特に必要と認め指示した事項を行うこと。

## 平成23年度予算額に基づく委託料の標準的な額

(千円)

		平成23年度 決算見込額	加算額	減算額 (注1)	標準的な額
生涯学習推進	平成24・26・27年度	174,171	0	150	174,021
	平成25・28年度(注2)	174,171	450	150	174,471
男女共同参画推進	平成24年度～28年度(注3)	22,612	1,000	0	23,612
文化振興	平成24年度～28年度(注4)	14,559	1,231	0	15,790

注1・2 生涯学習推進の減算額は、市民総合賠償補償保険料。

注2 生涯学習推進の平成25・28年度の加算額は、3年に一度行う建築物定期点検費。

注3 男女共同参画推進の加算額は、次世代育成支援事業費。

注4 文化振興の加算額は、文化祭事務局費。

## &lt;参考&gt;

(千円)

	平成21年度 決算額	平成22年度 決算額	平成23年度 予算額	平成23年度 決算見込
生涯学習推進	172,557	174,611	174,611	174,171
男女共同参画推進	22,612	22,612	22,612	22,612
文化振興	14,559	14,559	14,559	14,559
合計	209,728	211,782	211,782	211,342

## 別表A

## 生涯学習／女性センター料金表

施設	使用料(円)			
	午前	午後	夜間	終日
	9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～21:00
大研修室	4,000	5,000	5,000	12,600
中研修室	2,000	2,600	2,600	6,400
研修室50	2,000	2,600	2,600	6,400
研修室30	1,600	2,000	2,000	5,000
小研修室1、2、3、4	1,000	1,300	1,300	3,200
和室研修室1、2	1,000	1,300	1,300	3,200
音楽スタジオ大	2,000	2,600	2,600	6,400
音楽スタジオ小1、2	1,000	1,300	1,300	3,200
パソコンルーム	2,500	3,500	3,500	8,500
クラフト室	2,000	2,600	2,600	6,400

\* 営利を目的として使用する場合は、この表の2倍の額とする

ただし、練習、準備等のために利用する場合は、この表に定める使用料とする

## 別表B

## 駐車場料金表

施設	単位又は時間	使用料
自動車駐車場	1台8時間まで	30分までごとに150円
	1台8時間を超え12時間まで	2,400円
	1台12時間を超える時間	2,400円に30分までごとに150円を加算した額
自転車駐車場	1台1日1回	120円